様式第7号(第5条関係)

視察結果報告書

東松山市議会議長

斎藤 雅男 様

 会派名
 公明

 代表者名
 田中二美江

		八衣有名 田甲 _一 夫仏			
月 日 視 察 地		視察内容			
11月7日(火)	兵庫県西宮市	放課後の小学校施設を利用して、下校時刻ま			
		で子ども達に遊びと学びの場を与える放課後			
		キッズルーム事業について			
11月8日(水)	大阪府守口市	子育て支援としての幼児教育・保育の無償化			
		について			
11月9日(木)	愛媛県松山市	福祉事業として清掃課が実施している、一定			
		の条件を満たした独居高齢者の自宅までごみ			
		の回収に出向くふれあい収集について			
		以上、視察に関し別紙のとおり報告いたしま			
		す。			
	1				

会派公明 行政視察報告

(視察者: 田中二美江、大山義一、石川和良)

1. 兵庫県西宮市 一放課後キッズルーム事業について一

・市の概要 人口 483,559 人 (令和5年4月1日現在)

面積 100.18km²

一般会計予算額(令和5年度当初)195,231,848千円

·視察場所 西宮市立鳴尾北小学校

·視察日時 令和 5 年 11 月 7 日 (火) 14:30~16:00

・視察項目 放課後の小学校施設を利用して、下校時刻まで子ども達に遊びと学び

の場を与える放課後キッズルーム事業について

·説明員 西宮市 学校支援部 地域学校協動課 課長 氏

・視察目的 核家族化や共働き世帯の増加などにより需要が増えている放課後の小

学生の居場所づくりについて、学童保育との併用で、人数制限をしない形(登録不要)で実施されている西宮市の放課後キッズルーム事業について学び、東松山市での放課後子ども教室事業に反映させる。

·要旨(報告事項)

<事業内容>

- ・事業の目的は子どもの育ちの課題の解決と子どもを取り巻く環境の課題の解決
- ① 子どもの育ちの課題
 - 1) コミュニケーション力の低下 2) 体力の二極化 3) 体験活動不足
- ② 子どもを取り巻く環境の課題
 - 1) 自由な遊び場の減少 2) 留守家庭の増加 3) 放課後の犯罪被害の多発
- ・小学校の教室や運動場などを活用して、子ども達に放課後における自由で安全な遊び場や学びの場を提供し、子ども達の育ちを支援する。
- ・放課後キッズルーム事業を実施している小学校にコーディネーター1 名、見守りサポーター5~6名、加えて状況により学生サポーターを配置し、子ども達の見守りを行う。

- ・コーディネーターの役割
- ① 学校との調整(学校行事などの確認,おたよりの作成 など)
- ② 見守りサポーターの管理(活動日の調整,活動方法の指導 など)
- ③ 学校支援業務(授業補助、学校行事補助 など)
- ※ コーディネーターは授業時間中も学校内で勤務しており、学校支援業務を行う。
- ・見守りサポーターの役割
- ① 安全な事業実施のための見守りや声かけ
- ② 子ども達の危険な行為や迷惑行為に対する注意
- ③ 事業の準備や片付け など
- ・放課後キッズルーム事業には市の直営型と民間委託型がある。
- ※ 市は直営型を基本として事業を実施

	直営型	民間委託型	備考
実施校	24 校 うち、2 校はコーデ ィネーター未配置	6 校	市内全 41 校 残り 11 校は今後開 設を検討
コーディネーター	市の職員	委託先が募集して	
見守りサポーター	地域から公募	配置	
学生サポーター	近隣大学から公募	_	
申込	不要	要	
利用者負担	不要	保険料年間 800 円	
利用時間	下校時刻 (16 時 30 分) まで 冬季は 16 時まで	17 時まで	
長期休業期間中の 利用	夏休みの午前中の み	春、夏、冬休み全て 17時まで	

- ・直営型の場合の行政(市)の役割
- ① 学校へのコーディネーター派遣
- ② 見守りサポーターの確保と学校や地域との連携
- ③ 学童保育との調整
- ・直営型の場合、コーディネーターは市の会計年度任用職員で、条件は教員免許保有 者。見守りサポーター、学生サポーターに条件は無い。

- ・コーディネーターを派遣して学校施設で実施する「子どもの居場所づくり事業」は 平成27年から小学校3校での試行実施を開始し、様々な形態を試行しながら、令和 元年度から現行の「放課後キッズルーム事業」の形態として実施している。
- ・利用児童数は、視察先の鳴尾北小学校の場合、日に 40~60 名。日によって増減がある。1~2 年生の利用が多く、5~6 年生の利用は少ない。
- ・放課後キッズルーム事業では特定のカリキュラムなどは定めていない。おやつの提供などもない。宿題など勉強をしている児童もいるが、遊びだけの児童もおり、時間の過ごし方は児童の自主性に委ねている。コーディネーターやサポーターが積極的に勉強を教えたり、遊びをリードすることはない。コーディネーターやサポーターは基本的には見守りのみを行う。
- ・学童保育を利用している児童が放課後キッズルームを利用することも可。 ただしその場合、学童保育は登録制のため、当日の学童保育欠席(不参加)を学童保育の担当者に届け出る必要あり。
- · 放課後キッズルームと学童保育との違いは下表のとおり。
- ※ 西宮市での学童保育の名称は「留守家庭児童育成センター」

	放課後キッズルーム(直営型)	学童保育
目的	児童が自由に過ごすことのでき る居場所を提供し、児童の育ち を支援する。	就労等で保護者が不在となる家 庭の児童を保育し、児童の健全 育成を図る。
開設日	授業日、 <u>夏季</u> 休業期間	授業日、土曜日、振替休業日、 <u>長期</u> 休業期間(春、夏、冬)
利用時間	授業日:授業終了~下校時刻 夏季休業期間:8時~12時	授業日:授業終了~17時 (19時まで延長利用可) 休業日:8時~17時(土曜日を 除いて19時まで延長利用可)
活動場所	原則専用室は無し。多目的室、運 動場など学校の施設を共用。	学童保育専用室(通常は学校敷 地内にあり)。運動場は共用。

- ・放課後キッズルーム事業は学童保育の待機児童を減らす対策の一環としても推進しているが、学童保育の特徴である宿題を先にやらせる声掛けやおやつの提供などの取組を好む保護者もおり、学童保育の待機児童解消には至っていない。
- ※ 西宮市でも児童数は減少傾向にあるが、学童保育の利用者数は増加しており、 全児童中の学童保育登録率は令和6年度で42.4%(過去最高)となる見込み。

- ・直営型の場合、利用時間は学校が定めている下校時刻までであり、暗くなるまでに 終了するので、基本的に帰宅は通常の下校と同様に児童のみ(集団下校する場合も あり)で行う。保護者が自主的に学校前まで迎えに来る場合もある。
- ・放課後キッズルームでは学校の多目的室や図書室および運動場を使用する。
- ・直営型の場合、申込(登録)は不要の為、定員はない。利用を希望する児童は全て受け入れる。利用児童が多くなり通常使用している部屋が混み合う場合は、運動場に 誘導するか、普通教室以外の部屋(音楽室や理科室など)を使用する。
- ・放課後キッズルーム事業を利用する児童はその日ごとに受付で名前を書くことになっており、これにより日ごとに誰が利用したかの記録を残すことができる。
- ・放課後キッズルーム事業利用中の児童のけがなどへの対応について、直営型では市の負担で保険に加入しているが、基本的には自己責任で対応してもらえる様、保護者にお願いをしている。一般的な応急処置については保健室などで行う。今までに保護者からクレームが来たことはない。
- ・学校の教職員は放課後キッズルーム事業の運営には参加しない。放課後キッズルーム事業に関する学校への情報発信はコーディネーターが毎月発行する「おたより」など最低限のものとし、教職員の負担を減らす様にしている。ただし、教職員の方が自主的に放課後キッズルームの様子を見に来てくれることは大歓迎で、学校との関係は概ね良好。現状で児童の情報共有などはきちんとできている。
- ・放課後キッズルーム事業で子ども達が使う備品、消耗品(ボードゲーム、カードゲーム、画用紙、折り紙など)は基本的にはコーディネーターの依頼に応じて市が手配するが、保護者からの善意で寄贈されるものを頂く場合もある。本は学校の図書室のものを読み、外遊び時のボールなどは学校のものを使う。
- ・放課後キッズルーム事業に必要な費用は、直営型の場合は、コーディネーター(市の会計年度任用職員)の給与、サポーターへの手当(1回2,037円)など1校あたり年間650万円程度。委託型の場合は、1校あたり年間1,200万円程度。
- ・放課後キッズルームの利用により、学年の違う子同士の遊びが生まれ、協調性や主体性、トラブルへの対応力がついた、自ら進んで学習(宿題)に取り組むようになったなどの声が寄せられている。

·視察結果、所感

- ・視察をさせて頂いた当該事業(直営型)については、人数制限をしない形(登録不要)で、利用を希望する全ての児童を受け入れ、実施されている点が非常に先進的で子育て中の保護者目線に立ったよい施策であると感じた。
- ・コーディネーターやサポーターといった事業の現場の担当者と行政,学校,保護者 などの関係者の連携,信頼関係もしっかりしており、何より利用している子ども達 が元気に生き生きとキッズルームで過ごす時間を楽しんでいたのが印象的だった。
- 2. 大阪府守口市 一幼児教育・保育の無償化について一

・市の概要 人口 141,607 人(令和5年4月1日現在)

面積 12.71km²

一般会計予算額(令和5年度当初)68,100,000千円

·視察場所 守口市役所

·視察日時 令和 5 年 11 月 8 日 (水) 10:00~11:30

・視察項目 子育て支援としての幼児教育・保育の無償化について

・説明員 守口市 こども部 次長 兼 こども施設課 課長

こども部 こども施設課 主任

・視察目的 子育て世代の定住(少子高齢化の抑制)を目指し、子育て支援として 所得制限を設けずに0歳から5歳までの認定こども園、保育所、幼稚 園などでの幼児教育・保育の無償化を実施した守口市の取組について

学び、東松山市での幼児教育・保育施策に反映させる。

·要旨(報告事項)

<事業内容>

·守口市では経済的な子育て支援として幼児教育・保育の無償化、就園奨励費補助の 拡充を行っている。

対象年齢:0歳~5歳(未就学児) 所得制限:なし

① 幼児教育・保育の無償化

特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)の利用料を無償化。

※ 認可外保育施設の利用者負担は国の施策により無償化されているため、 市の無償化施策の対象外

	認可保育所・ 認定こども園など	幼稚園・記 園(教育和		認可外保育施設・	
	(保育利用)	教育	預かり	一時預かり事業など	
5 歳児	市	市	玉	国	
4 歳児	市	市	玉	国	
3 歳児	市	市	玉	田	
2 歳児	市	_	_	国(所得制限あり)	
1 歳児	市	_	_	国(所得制限あり)	
0 歳児	市	_	_	国(所得制限あり)	

市:守口市による無償化の範囲(平成29年4月から実施)

国:国による無償化の範囲(令和元年10月から実施)

※ 守口市民が他市の施設を利用する場合も対象

※ 各園などで定める保護者の実費負担(教材費、通園バス代など)は無償 化の対象外

② 就園奨励費補助の拡充

子ども・子育て支援新制度に未移行の私立幼稚園については、308,000 円を上限に支払った保育料・入園料に対して補助を実施。国の幼児教育・保育の無償化実施以降は、施設等利用給付として月額25,700 円を上限に利用料を無償化。

・守口市では①幼児教育・保育の無償化、②就園奨励費補助の拡充と併せて、3歳から5歳の子どもに対する給食の副食費(おかず代など)の負担も実施している。 認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの給食費のうち、副食費相当額について、1人あたり月額4,500円を上限に施設に補助を実施。

※ 当初は2号認定子ども(保育所利用分)のみ副食費補助の対象としていたが、 令和2年4月より補助対象を拡大し、上記現行の補助対象とした。

- ・少子高齢化が加速していた守口市では、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て支援は、「子育て世帯にやさしいまちづくりで市民の定住を促進」するため、"守口"の定住魅力をいち早くアピールすることが重要な「スピード感が生命線の施策」と位置付けられ、国に先駆けて平成29年4月から開始された。
- ・市民の定住を促進することで、活気とにぎわいがあり、消費喚起で地域の事業者も うるおう、皆が希望をもてるまちづくりを行う。
- ・幼児教育・保育の無償化が目指すもの
- ① 経済負担の緩和で、安心の子育て・子育ち
- ② 子育て世代の定住で、活力と成長の「もりぐち」
- ・幼児教育・保育の無償化の基本的な考え方
- ① 未来への投資 一 子どもへの投資は将来の社会を支える未来への投資
- ② 女性の活躍支援 ― 安心して子どもを育て、預け、働ける条件を整える
- ③ 定住のまち守口を実現 ― 全国トップレベルの子育て世帯にやさしいまち
- ・子育て支援に関わる市の財政負担は下表のとおり。

	平成 29 年度 (国の無償化実施前)	令和2年度 (国の無償化実施後)		
子育て支援関連予算	17 億 7400 万円	20 億 1700 万円		
うち、市の法定負担分	8 億 2300 万円	13 億 1900 万円		
うち、市の単独負担分	9億 5100 万円	6 億 9800 万円		

- ※ 子育て支援関連予算は一般財源ベース
- ※ 市の単独負担分には市独自の幼児教育・保育の無償化の費用を含む。

子育て支援全般の充実により、令和 2 年度では子育て支援関連予算全体は増えているが、国による幼児教育・保育の無償化実施により、市の単独負担分は減らすことができている。

- ・守口市では、幼児教育・保育の無償化などの経済的な子育て支援と併せて、保育の 受け皿の確保、教育・保育の質の維持、向上に向けた取組も加速させている。
- ① 保育の受け皿の確保(待機児童,未利用児童解消の促進)
 - ・令和5年9月時点で市内の子育て施設にて合計3,727人の子どもを受入可能。
 - ・平成 28 年から平成 31 年までで、市内全体の子育て施設にて 3~5 歳児 566 人、1~2 歳児 472 人、0 歳児 184 人、合計 1,222 人の受入定員増を果たした。

・令和5年9月時点での守口市内の子育て施設数は以下のとおり

市立認定こども園(保育所部分、幼稚園部分):3 施設

私立認定こども園(保育所部分、幼稚園部分):23 施設

私立保育所:4施設

小規模保育事業,事業所内保育事業:29 施設

私立幼稚園:1施設

- 保育の受け皿の確保のための主な取組
- 1) 民間既存園の建替助成等による定員拡充
- 2) 地域と将来の需要を見据えた小規模保育事業や保育所等の新設促進
- 3) 民間園での弾力運用の活用
- ・守口市では未就学児の子育て施設利用率が約7割であり、全国平均の約4割と比 較して高く、未利用者の利用希望も多いため、待機児童および未利用児童の解消 には至っていない。
- ○厚生労働省定義の待機児童数(各年4月1日時点)

H27	H28	H29	Н30	Н31	R2	R3	R4	R5
28	17	48	48	0	0	0	0	33

○未利用児童数(厚生労働省定義外の申込児童数を含む 各年4月1日時点)

H27	H28	H29	Н30	H31	R2	R3	R4	R5
68	110	153	242	138	163	146	209	354

- ② 教育・保育の質の維持、向上(安心、安全の子育て環境を提供)
 - ·保育の受け皿の確保のための主な取組
 - 1) 保育教諭等確保のための支援や処遇改善、研修参加支援などの取組

 - ○保育人材育成研修参加支援事業 ○保育士確保就職フェア開催支援事業
 - ○保育士処遇改善研修事業
- ○保育環境充実事業
- ○民間保育士緊急確保支援事業
- ·上記取組により、新卒保育士の維持率 63%を確保。
- ・保育士確保就職フェア開催支援事業では、就活支援サイトを通して約2,500 名の応募あり。
- ・民間保育士緊急確保支援事業では、新卒として採用された保育教諭等に採用 法人と協働で最大40万円を直接支給。

- 2) 国庫補助を活用し、保育教諭等の負担軽減や離転職防止に向けた取組
 - ○保育士等宿舎借り上げ支援事業
 - ○保育補助者雇い上げ強化事業
 - ○保育体制強化事業(保育教諭の負担軽減で働きやすい環境の整備)
- ・守口市では様々な子育て支援施策の実施により、施策開始の平成29年から人口総数 は減少しているにも関わらず、0歳~5歳の就学前人口および子育て世代の20歳代 人口が増加している。
- ・市が実施した、幼児教育・保育の無償化政策に関するアンケートでも
- ○無償化が魅力で守口に引っ越してきた。
- ○国より先に無償化を実施してもらってよかった。
- ○さらに子どもを持ちたいと思うきっかけになった。
- ○習いごとなどの教育費を充実することができた。
- ○子どもを保育所に預けて新たに働きだした。/仕事探しを始めた。 などの声があった。
- ·幼児教育・保育の無償化は一定の効果を上げていると考えられる。
- ・ただし、子どもの出生率の傾向は全国平均、大阪府平均とほぼ同じであり、また大阪市街に近く家賃、地価が高いという土地柄もあって、子育てが終わった世代が転出していくというケースが見受けられるという課題もある。

·視察結果、所感

・幼児教育・保育の無償化をはじめとする守口市の子育て支援施策は、子育て支援が 少子高齢化抑制、まちの活性化につながる重要施策であると位置づけ、国の施策に も先駆けてスピード感を持って大胆に取組を行ったことが就学前人口および子育て 世代人口の増加を成し遂げた要因であったと強く感じた。

子育で施設の充実,保育士などの人材の獲得、保育環境の整備にもしっかり予算を 取って対応しており、この点も東松山市政に反映するべき点であると感じた。

3. 愛媛県松山市 一ふれあい収集について一

・市の概要 人口 502,052 人 (令和5年4月1日現在)

面積 429.40km²

一般会計予算額(令和5年度当初)207,770,000千円

·視察場所 松山市清掃事務所

·視察日時 令和5年11月9日(木)9:30~11:00

·視察項目 福祉事業として清掃課が実施している、一定の条件を満たした独居高

齢者の自宅までごみの収集に出向くふれあい収集について

·説明員 松山市 環境部 清掃課 課長 氏

環境部 清掃課 主査 氏

環境部 清掃課 氏

・視察目的 足腰の衰えなどから、歩行に不安があり朝のごみ出しが困難な高齢者

が増えている。市民からの要望も多く届いている状況にあり、ごみ出

し支援の需要はこれから益々高まると思われる。先進的な高齢者向け

ごみ収集サービスを実施している松山市の取組について学び、東松山

市での支援を必要とする方のためのサービスに反映させる。

·要旨(報告事項)

<事業内容>

- ・松山市では下記の条件を満たす高齢者を対象に、週1回、市の清掃課職員が自宅までごみの収集に出向くふれあい収集を実施している。
- ① 65 歳以上の単身者で、要介護1以上の方
- ② 65歳以上の単身者で、身体障害者手帳1、2級の方
- ③ その他、ふれあい収集の利用が特に必要と認められる方
- ・対象地域は離島も含む松山市全域で、現在477人が利用している。
- ・利用者の費用負担は無し。
- ·利用者の年齢構成は 65 歳~69 歳が 22 人、70 歳代が 106 人、80 歳代が 235 人、90 歳代が 113 人、100 歳以上が 1 人。
- ·利用者の男女比は男性 138 人、女性 339 人。

- ・利用者の介護認定、障害等級構成は要介護1が244人、要介護2が90人、要介護3が33人、要介護4が13人、要介護5が7人、身体障害者手帳1級が68人、身体障害者手帳2級が21人、精神障害者手帳1級が1人。
- ・利用にあたっては事前に申込が必要で、申込を受けて市の担当者が対象者の状況確認に出向き、利用可否の判定を行う。
- ・利用の申込は代理人からでも可能で、対象者の家族、担当ケアマネジャーからの申 込が多い。
- ・利用可否の判定は、対象者が利用条件に合致しているかどうかのみで行う。職員による収集の都合で利用可否を判定することは無い。利用条件に合致していれば、離島であれば船で収集に行くし、車が入れない狭い道であれば台車を押してでも収集に行く。
- ・ケアマネジャーからの申込であれば、利用条件(介護認定の段階など)を誤認する ことはないので利用不可の判定をすることはないが、本人や家族からの申込では利 用条件を誤認している場合があり、利用不可の判定をすることがある。
- ・利用条件の中に単身者であることが含まれるため、同居家族がいる場合は利用できないが、同居家族が引きこもりで対象者などとの日常的なコミュニケーションが取れていない場合などは利用可とする場合がある。
- ・身体障害者について、65 歳未満でも身体障害者手帳 1、2級の方がおられるが、ふれ あい収集の取組は高齢者向けの取組と位置付けているため、現状で 65歳未満の身体 障害者を利用対象に入れる予定は無い。
- ・ふれあい収集では通常の収集と同様、可燃ごみ、プラスチック製包装容器、紙類、金物・ガラス類、埋立ごみ、水銀ごみの 6 分別をお願いしているが、特に要介護度が高い利用対象者はホームヘルパーを利用している方が多く、ホームヘルパーが分別の対応をして下さるので、概ね分別はできている。(ホームヘルパーがいる利用対象者の場合、ふれあい収集がホームヘルパーのごみ出しの手伝いをしている様に感じる場面もあるが、ホームヘルパーからも喜ばれているので不問としている。)
- ・ふれあい収集で集めたごみは一旦清掃事務所に持ち帰るため、再度分別の確認を行っている。あまりにも分別ができていないごみがあった場合は、清掃事務所の作業場で職員が再度分別を行うが、その様なケースはあまりない。
- ・ふれあい収集は市の再任用職員(定年退職後の職員)8名(男性のみ)が軽トラック

4台で行っている。

- ・職員2名と軽トラック1台が1チームとなり、月曜から土曜まで、午前中1回、状況(ごみの積み残しの有無など)により午後1回(土曜の午後は無し)、決められた地区へ収集に出る。
- ・収集軒数(人数)は、市内を大きく6つの地域に分け、月曜が72軒,火曜が81軒, 水曜が123軒,木曜が109軒,金曜が67軒,土曜が25軒としている。
- ・軽トラック 4 台は粗大ごみの回収でも使っている車なので、ふれあい収集専用ではない。
- ・ふれあい収集は市の100%直営で実施している。なお、通常の収集は収集重量ベースで直営20%,民間委託80%程度の割合。
- ・ふれあい収集は令和4年1月から、松山市内全39地区中の3地区から社会実験として取組が始まった。開始当初は収集の状況を確認する為、市内でも以下の条件に当てはまる地区での収集を行った。
- ① 海と山が近接している坂道などが多い地区
- ② マンションなどもある住宅密集地区
- ③ 細い路地などが多い地区
- ・社会実験当初の利用条件は以下のとおり
- ① 75歳以上の単身者で、要介護2以上の方
- ② 75歳以上の単身者で、身体障害者手帳1、2級の方
- ③ その他、支援が必要と認められる方
- ・その後、徐々に対象地域を広げ、利用条件の見直しも行って、令和 5 年 3 月から現在の市内全域を対象としたふれあい収集が始まった。
- ・利用条件の見直しにあたっては、市内全体の要介護認定者数や障害者手帳保有者数 から、他自治体の類似取組の利用者割合などを参考にして検討を行った。
- ※ 他自治体の類似取組 (年齢要件が 65 歳以上の取組) の利用者割合は 5~6%で、 この割合は現在の松山市のふれあい収集の利用者割合とほぼ同じ。
- ・現在、週に 10 件程度の新規申込を受けており、そのほとんどで利用開始となるが、 対象者の施設入所や死亡などによる利用停止もあり、利用者数は微増傾向となって いる。
- ·利用申込の際、収集時の利用対象者への声掛けを希望するかしないかを確認するよ

うになっており、声掛けを希望する場合、利用対象者の安否確認を兼ねることができる。実際に収集時に利用対象者が倒れているのを発見した事例がある。

- ・実際の収集にあたっては、清掃課が準備する指定のごみ箱にごみを入れておく形になるが、マンションなどでは共用部分にごみ箱を置く場合が多く、またオートロック式マンションでは市の職員がどのようにしてマンション内に入っていくかの調整など、マンションの管理者や他の住人の理解と協力が必要になる場合がある。
- ・ふれあい収集に関連する費用について、車両(軽トラック)などの設備はすでにあるものを使うこととし、費用削減に努めている。必要な費用は再任用職員の人件費 や利用対象者に配布するごみ箱の費用など。
- ・ふれあい収集は福祉事業として清掃課が実施している取組であり、ごみ収集の現場 から上がってきた「ごみ出しに支援が必要な高齢者が多くいる」との声をボトムア ップで迅速かつ低コストな施策として実行した取組である。

本来であれば福祉部局が担当する取組であるかもしれないが、収集の現場にいない 福祉部局では、取組の仕組みづくりから実行までを全て外部委託するなど、時間と コストを掛けることになるので清掃課が取組を主導している。

·視察結果、所感

・「細い道が多く車が入れない地域もあるが、台車を押してでも回収に行く。どこでも行くがコンセプトです。」と担当者が語っておられたのが強く印象に残った。また回収に行った際に「本当にありがとう。」という感謝の言葉を皆さんから沢山いただくという。一人暮らしの介護を必要とする高齢者にとって、人に迷惑をかけずにごみ出しができることがどれほど嬉しいことかうかがい知ることができた。指定された朝にごみを出すということが高齢者や障害をお持ちの方にとっては大きな負担となっている。ごみ出し支援の需要が益々高まっていくなかで、本市も早急に真剣に対策を講じる必要があると感じた。